

農薬のミツバチへの影響評価に係る補足事項について（案）

1. ミツバチの暴露量を推計する際に考慮する作物について

主産都道府県からの生産実態等の知見により、以下の作物を「ミツバチが暴露しないと想定される作物」または「暴露量推計において花粉のみの摂餌量を用いる作物」に分類したい。

（1）ミツバチが暴露しないと想定される作物（別添1）

▶ 開花前に収穫する作物

・せり科葉菜類（あしたば、キャラウェイ（葉）、きんさい、とうき（葉）、はまぼうふう（葉）、ぼたんぼうふう（葉））

- ・たであい
- ・とうき
- ・ふき（ふきのとう）

▶ 開花させない作物

・はぼたん

（2）暴露量推計において花粉のみの摂餌量を用いる作物（別添2）

- ・じゅんさい
- ・ぶどう

2. 再評価1巡目に提出された成虫単回接触毒性試験以外の試験の毒性値が確定値の場合の取扱いについて

再評価の1巡目に、既に欧米において提出され評価されている試験成績が提出された際にリスク評価を行わないこととする条件を「農薬の蜜蜂への影響評価において取り決めるべき事項について（報告）」（令和3年12月24日農業資材審議会農薬分科会（第29回）資料）において定めており、その一つが「成虫単回接触毒性以外の毒性値が、確定されておらず、 $>00 \mu\text{g}/\text{bee}$ の値（超值）」と結果が超值であることを念頭に既定されているところ。

今般、毒性値が確定している場合の取扱いを明確化することとし、以下のとおり追加することとしたい（下線部を追加）（別添3）。

「成虫単回接触毒性以外の毒性値が $11 \mu\text{g}/\text{bee}$ 以上の確定値又は、成虫の急性接触毒性以外の毒性値が確定されておらず、 $>00 \mu\text{g}/\text{bee}$ の値（超值）」

別添1

ミツバチが暴露しないと想定される作物（案）

栽培管理の実態や作物の生育実態を示す知見が明らかになり、下記1～5に該当すると認められるものについては、同様に扱うものとする。

現行の栽培管理から大きくかけ離れた栽培実態等が明らかになった場合には、農薬のミツバチ影響評価の対象とすることがあり得る。

1. 開花前に収穫する作物

1) あぶらな科

はなやさい類、あぶらな科茎野菜、非結球あぶらな科葉菜類、結球あぶらな科葉菜類、クレソン、根菜類（かぶ、はつかだいこん、だいこん、わさびだいこん）

2) きく科

レタス類、レタス類以外のきく科葉菜類（こおにたびらこ、しゅんぎく、すいぜんじな、葉ごぼう、ははこぐさ、よもぎ）、ふき、ふき（ふきのとう）、根菜類（ごぼう）

3) ひがんばんな科（ゆり科ねぎ属）

鱗茎類（根物）、鱗茎類（葉物）

4) ゆり科

鱗茎類（根物）（食用ゆり）

5) せり科

せり科葉菜類（あしたば、キャラウェイ（葉）、きんさい、コリアンダー（葉）、せり、セルリー、チャービル、ディル（葉）、とうき（葉）、パセリ、はまぼうふう（葉）、フェネル（葉）、ぼたんぼうふう（葉）、みつば）、根菜類（にんじん、にんじん（葉））

6) ヒユ科（あかざ科）

ヒユ科葉菜類、根菜類（かえんさい、てんさい）

7) しょうが科

しょうが、葉しょうが、~~みょうが~~ → みょうが（茎葉）、みょうが（花穂）

8) その他の作物

いちじく、やまのいも、エンサイ、たであい、つるな、とうき、モロヘイヤ、たけのこ、まこもたけ、やなぎたで

2. 開花しない作物（栽培管理により開花しない作物を含む）

1) シダ植物

茎野菜（くさそてつ、わらび、ぜんまい）、アジアンタム、食用アジアンタム、レザーファン

2) 芝

西洋芝、日本芝、センチピードグラス

3) その他

かんしょ、こんにゃく、さといも、はすいも、みずいも、くわい、あしたば、タラゴン、茶、たばこ、はぼたん

3. 夜間に開花する作物

ピタヤ

4. ミツバチが訪花しないとの知見のある開花作物

麦類、飼料用えんぱく、まつ類、えぞまつ、からまつ、とどまつ、ヒマラヤシーダ、いちょう、さとうきび

5. その他

きのこ類（ほだ木含む）

斜体下線：追加する作物

別添2

暴露量推計において花粉のみの摂餌量を用いる作物（案）

1. イネ科作物 ※麦類を除く
稲、イネ科牧草、とうもろこし 等
2. ナス科作物 ※以下の作物に限る
ばれいしょ、なす、トマト、ミニトマト、ペチュニア
3. 裸子植物 ※まつ、いちょうを除く
そてつ、すぎ、ひのき、ひば、びやくしん、いぬまき、かいづかいぶき 等
4. その他
いぐさ、しちとうい、オリーブ、キウイフルーツ、さるなし、ぶどう、ホップ、アイスランドポピー、じゅんさい、らっかせい

斜体下線：追加する作物

別添3

再評価1巡目に提出された成虫単回接触毒性試験以外の試験の毒性値が確定値の場合の取扱いについて

1巡目の再評価スキームにおいて、成虫の急性接触毒性以外の試験成績が、既に欧米の評価において提出されたものは原則すべて提出を求める。ただし、試験実施機関に限りがあることから、新たな試験の実施は求めない。

なお、以下のすべてを満たす場合においては、原則1巡目の再評価スキームの対象としないものとする（内容を確認した上で判断）。

- 昆虫成長制御剤に該当しない
- 成虫の急性接触毒性：11 $\mu\text{g}/\text{bee}$ 以上
- 成虫単回接触毒性以外の毒性値が11 $\mu\text{g}/\text{bee}$ 以上又は、成虫の急性接触毒性以外の毒性値が、確定されておらず、 $>00 \mu\text{g}/\text{bee}$ の値（超值）

斜体下線：追加する部分